

医療的ケア児等医療情報共有システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、医療的ケア児等医療情報共有システム(以下「システム」という。)の利用に際して、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 システムを利用することができる者は以下のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児等(人工呼吸器を装着している障害児者及びその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等を指す。重症心身障害児者も含まれる。以下「患者」という。)及びその家族
- (2) 医師(主治医、かかりつけ医、救急医等)
- (3) 代行入力者(看護師、医療事務関係者)
- (4) 救急隊員

(システムへの参加登録)

第3条 利用者は、本規約に書面で同意した上で、本規約に定める認証用ID、パスワード等の交付を受けるものとする。

2 端末を利用する利用者は、認証サーバーを経て、専用サイト(MEIS)を経由・接続し、システムを利用するものとする。

(利用できる機能)

第4条 システムに参加登録した利用者は、認証サーバーを経て、専用サイト(MEIS)を経由・接続し、表1のとおりシステムを利用することができるものとする。

表1

共有情報等	本人・家族	主治医	かかりつけ医	救急医 その他医師	代行入力者		救急隊員
					看護師	医療事務 関係者	
基本情報	◎	◎	◎	○	△	△	×
基本情報 (医療項目)	△	◎	◎	○	△	△	×
診察記録	△	◎	◎	◎	△	△	×
ケア情報	△	◎	◎	◎	△	△	×
ケア記録	◎	◎	◎	◎	△	△	×
救急医療情報	○	◎	◎	○	○	○	× (○)

◎印は、入力・更新、参照若しくは機能を利用可能とする。

○印は、参照のみを可能とする。

×は閲覧不可。

△印は、入力・更新時に医師の確認を必要とする。(患者・家族は主治医の確認、代行入力者は対応する医師の確認)

(○)印は、患者・家族の端末から(救急医療情報画面)もしくは書面(救急サマリの印刷)による情報提供を受けることは可能とする。

※ 救急医が診察記録、ケア情報、ケア記録を入力・更新する場合には、患者・家族の承諾後となる。

- ※ 救急医療情報の入力・更新とは、表示項目の設定を意味する(表示内容には基本情報で登録したものが表示される)。
- ※ 代行入力者には、看護師、クラーク、医療事務員等が存在するが、システム上の代行入力者の指定登録は医師の権限により行うものとし、医師が指定した代行入力者が代行入力権限を有するものとする。

(利用者の責務)

第5条 システムの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者がシステムを利用する場合には、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。
- (2) 利用者は、本規約に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- (3) 利用者はシステムを通じて入手した情報については、適正な利用に努める。すなわち診療及び説明目的での閲覧に留め、撮影、複製、公開、利用者以外への提供等はしてはならない。
- (4) 認証用ID、パスワードをシステムに参加していない第三者に貸与する行為をしてはならない。
- (5) 厚生労働省、運用保守業務受託事業者(以下「厚生労働省等」という。)及び第三者の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為をしてはならない。
- (6) 厚生労働省等の信用を傷つけ、又は損害を与える行為をしてはならない。

(システム利用に当たっての禁止事項)

第6条 利用者は、システムの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) システムを通じて取り扱われる共有情報等を不正に利用する行為
- (2) システムを通じて取り扱われる共有情報等を改ざんする行為
- (3) システムを通じて取り扱われる共有情報等を漏えいさせる行為
- (4) 他の利用者になりすましてシステムを利用する行為
- (5) 有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
- (6) 患者の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により患者の登録情報及び第三者の個人情報を収集する行為
- (7) システムの利用又は提供を妨げる行為
- (8) 第三者又は厚生労働省等の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (9) 法令又は公序良俗に反する行為
- (10) システムを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- (11) 第三者にシステムを利用させる行為
- (12) その他、厚生労働省等が不適切と判断した行為

(利用時間)

第7条 システムの利用時間は、1年間を通じ原則常時利用可能とする。ただし、定期的な保守点検等により運転を停止する場合は、利用者に対し事前に通知するものとする。不定期に必要となった保守点検・修理の際は運用を停止することがある。

(利用環境)

第8条 専用サイトに示す推奨環境(ブラウザ及びバージョン)において使用すること。

2 利用者がブラウザの設定においてCookie(クッキー)(※)の受け入れを有効にしている場合、サイトの利用状況(アクセスしたURL、アクセス時間、端末情報等)Cookie(クッキー)に保存されている情報を以下の利用目的の範囲内で使用することがある。

※ウェブサイト訪問時に、利用履歴や入力内容等を利用者のブラウザに保存しておく仕組み

- (1) 同一の利用者の操作であることを確認するため。それによって、不正アクセスを防止し、利用者のセキュリティを確保するため。

(2) 文字の表示サイズといった設定内容や入力内容の記憶等、利用者の利便性を高めるため。

(機能等の変更等)

第9条 厚生労働省等は、システムの良い運用を維持するために必要な場合には、システムの変更又は停止を行うものとする。

2 厚生労働省等は、前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を通知するものとする。

(認証用ID・パスワードの管理)

第10条 利用者はシステムの認証用ID・パスワードの管理に関して次の内容を遵守しなければならない。

- (1) 認証用ID及びパスワードの利用は交付を受けた利用者のみが利用するものとし、認証用ID、パスワードの貸し借りをし、代理の者に利用させてはならない。
- (2) 利用者が何らかの理由で第2条に定める利用者に該当しなくなった場合、すみやかに認証用ID、パスワード等の取り消しを申請しなければならない。
- (3) 認証用IDおよびパスワードの紛失、盗難時等は速やかに厚生労働省等に報告をしなければならない。

(通信内容の削除)

第11条 システムを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、厚生労働省等が判断し、その内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがある場合
- (2) 記載期限を経過した情報がある場合
- (3) 法令等の条項に違反した情報がある場合

(認証用ID等の取り消し)

第12条 利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、認証用ID等は厚生労働省等が取り消すものとする。

- (1) 本規約の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 医療関係法令、個人情報保護法令の各条項に違反したとき。
- (3) システム上の診療情報の取り扱いが不適切であり、かつ、厚生労働省等からの指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(違反行為に対する措置)

第13条 利用者は、次項本文に掲げる違反行為があった場合には、速やかに同項各号に掲げる措置を受ける。

2 厚生労働省等は、利用者が第6条の各号に該当する行為を行っていることを知った場合、または該当行為により第三者から厚生労働省等に対してクレーム・請求等がなされた場合、あるいはその他利用者による行為がシステムの運営上不相当であると厚生労働省等が判断した場合には、利用者に対して、次の各号のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずる。

- (1) 第6条各号に該当する行為を直ちに止めるよう催告し、速やかに是正することを要求する。
 - (2) 利用者の違反行為により厚生労働省等へクレーム・請求等が生じた場合、クレーム・請求をなした第三者との間で問題を協議し、解決することを要求する。
- 3 厚生労働省等が利用者に対して前項第2号に基づく要求を行った場合、利用者は、厚生労働

省等にクレーム・請求等をなした第三者との間で問題を協議し、解決を図るものとする。

(事務局)

第14条 この規約に定める事務手続き等については、厚生労働省等が設置するヘルプデスクにおいてその処理を行うものとする。

(本規約の変更)

第15条 厚生労働省は、必要がある場合、利用者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更することができるものとする。

附則 この規約は、令和2年3月16日より施行する。

以上